

レセプト電算処理訪問看護システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

令和8年度診療報酬改定に伴う電子レセプトの記録に係る変更点等について

このことについては、下記の記録方法を参考に電子レセプトを作成されますようお願いいたします。

なお、診療報酬改定に伴う全変更点を示すものではなく、注意点のみ記載しています。

## 記

### 1 新設された訪問看護遠隔診療補助料の記録方法について

特記事項（TZ）レコードの「特記事項コード」については「12」、  
「コメントコード」については「850500021」、「文字データ」については  
情報通信機器を用いた診療の補助を行った日を和暦で記録します。

訪問看護療養費（KA）レコードの「算定年月日」については、情報通信  
機器を用いた診療の補助を行った日を記録します。

#### C S V の記録

TZ, 12, 850500021, 5 0 8 0 6 0 1

KA, 20260601, 1, 580000310, 2650, 01, ,

----- 訪問看護遠隔診療補助料

### 2 新設された訪問看護医療情報連携加算の記録方法について

訪問看護医療情報連携加算を記録した訪問看護療養費（KA）レコードの  
「算定年月日」については、当該加算先の訪問看護管理療養費の「算定年月日」  
を記録します。

#### C S V の記録

KA, 20260601, 1, 550000110, 13760, , ,

----- 訪問看護管理療養費

KA, 20260601, 1, 550003270, 1000, , ,

----- 訪問看護医療情報連携加算

3 新設した訪問看護療養費マスター「24時間対応体制加算（包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合）」の記録方法について

訪問看護ステーションが包括型訪問看護療養費を算定すると届出を行った建物に居住する利用者であって基準告示第2の12に規定する別に厚生労働大臣が定める者に該当しない者に指定訪問看護を行った場合は、訪問看護基本療養費（Ⅱ）、訪問看護管理療養費等により算定する取扱いとされました。

この場合において、当該訪問看護ステーションが「24時間対応体制加算」に係る届出を行っていない場合であっても、当該加算は別に算定することができることとされました。

【基準告示第2の12に規定する別に厚生労働大臣が定める者】

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- (3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

なお、24時間対応体制加算（包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合）の記録については以下の表を参照願います。

	包括型訪問看護療養費の施設基準の届出あり	包括型訪問看護療養費の施設基準の届出なし
24時間対応体制加算の施設基準の届出あり	①	①または②
24時間対応体制加算の施設基準の届出なし	③	

①550000670：24時間対応体制加算（看護業務の負担軽減の取組を行っている場合）

②550002170：24時間対応体制加算（イ以外の場合）

③550001370：24時間対応体制加算（包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合）

C S V の記録

※ 包括型訪問看護療養費の施設基準の届出を行っている場合で、24時間対応体制加算の施設基準の届出を行っていない場合（前③の記録例）

KA, 20260601, 1, 550000110, 13760, ,, ,  
----- 訪問看護管理療養費

KA, 20260601, 1, 560001370, 6800, ,, ,  
----- ③24時間対応体制加算（包括型訪問看護療養費の届出を行っている場合）

#### 4 新設された包括型訪問看護療養費の記録方法等について

- (1) 基準告示第2の12に規定する疾病等の利用者のうち、「特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者」に該当する場合

この場合、訪問看護指示（HJ）レコードに特別訪問看護指示期間を記録します。

特記事項（TZ）レコードの「特記事項コード」については「11」、「コメントコード」については「830500004」、「文字データ」については当該月における実際の単一建物居住利用者の人数を記録します。

訪問看護療養費（KA）レコードの「同日訪問回数」及び「指示区分」については記録不要となります。

#### C S V の記録

HJ, 01, 20260601, 20260630

HJ, 02, 20260601, 20260614 ----- 特別指示期間

～（略）～

TZ, 11, 830500004, 1 5

～（略）～

KA, 20260601, 1, 560000110, , 7010, 01, ,  ----- 包括型訪問看護療養費  
「同日訪問回数」及び「指示区分」は記録不要

- (2) 基準告示第2の12に規定する疾病等の利用者のうち、「特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者」、「特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者」に該当する場合

この場合、心身の状態（JS）レコードを記録します。

特記事項（TZ）レコード及び訪問看護療養費（KA）レコードは、前アと同様になります。

#### C S V の記録

JS, 気分が落ち込んでいる, 01, 001, ,

～（略）～

TZ, 11, 830500004, 1 5

～（略）～

KA, 20260601, 1, 560000110, , 7010, 01, , ----- 包括型訪問看護療養費

- (3) 「訪問日」欄の表示について

訪問看護療養費マスターの「レセプト表示用記号⑩」に「1」が設定されている訪問看護療養費コード（包括型訪問看護療養費）が記録された場合、レセプトに「●」を印字します。

- 5 「特別指示期間」及び「精神特別指示期間」の記録について  
記載要領通知において、以下のとおり記載されています。

(略) …なお、請求を行う月の前月に特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該請求月においても引き続き当該特別指示による訪問看護を実施した場合にあっては、特別指示があった前月の年月日についても「特別指示期間」又は「精神特別指示期間」欄に記載すること。

ただし、当該請求月にかからない指示期間は記載しないこと。

#### C S V の記録

HM, 1, 13, 6, 1234567, ○○訪問看護ステーション, 202607,  
RE, 1, 6116, 202606, 訪問 花子, ホウモンハナコ, 2, 19930702, , , , , , ,  
～ (略) ～  
HJ, 01, 20260401, 20260430  
HJ, 01, 20260601, 20260630  
~~HJ, 02, 20260410, 20260423~~ ← 当該請求月にかからない特別指示期間  
は記録しない。  
HJ, 02, 20260610, 20260623

訪問看護指示 (HJ) レコードに、特別指示期間 (指示区分「02」)、精神特別指示期間 (指示区分「04」) を記録する場合、当該請求月にかからない指示期間は記録しないようお願いいたします。